

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和4年12月23日(金)から令和5年1月26日(木)まで
- 提出意見件数 : 20件(放送関係事業者等:19件、個人:1件)
- 意見提出者 :
 - 放送関係事業者等 【19件】 (意見提出順)
(株)エフエム東京、(株)ジャパンエフエムネットワーク、(株)テレビ朝日ホールディングス、北海道テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、読賣テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)フジテレビジョン、(株)福岡放送、中部日本放送(株)、(株)CBCテレビ、(一社)日本民間放送連盟、(株)テレビ大分、ひらたCATV(株)、(株)TBSテレビ、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)日本コミュニティ放送協会
 - 個人 【1件】

No	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
全体的事項			
1	<p>○ 別紙概要の【改正事項1】 認定放送持株会社に関する特例の見直し について「関東広域圏の放送局と近畿広域圏の放送局は同一法人の傘下になることはできない」との条件付きで、改正案に賛成する。</p> <p>理由としては、基本的には改正の趣旨に賛同するが、二大人口密集地域である関東・近畿が一の法人の支配下に置かれるのは、放送の多様性の観点から問題があるため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の制度改革に当たっては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、認定放送持株会社等が保有する放送事業者の議決権比率と当該放送事業者の自社制作番組比率を分析し、認定放送持株会社等による議決権の保有が、放送の多様性・多元性・地域性に与える影響を検証した上で、認定放送持株会社が支配可能な放送事業者の地域数の制限を撤廃するものです。</p> <p>なお、本改正による効果や影響については、事後に検証することを想定しています。</p>	無
2	<p>○ ローカル局のもつ地域性に留意しつつ、経営の選択肢が増える事は賛成です。制限緩和に伴い、資本関係や経営基盤の強化、インフラ設備等の効率化にも期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月）の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 民間放送事業者にとって経営の選択肢を拡大する趣旨であり、一定の意義があるものと考えており、特に異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
3	<p>○ 民間放送事業者各社の要望を踏まえた上での、経営の選択肢を増やす制度整備には賛成します。</p> <p>「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の去年8月の公表から、速やかな制度整備だと受け止めています。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改革は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行</p>	無

	<p>民間放送事業者各社の自由な経営判断のもと、新たな制度が活用しやすいように、柔軟な運用を求めます。</p> <p>あくまで各社の判断のもとで使われるべき制度であり、決して強制されるものでないことは、言うまでもありません。</p> <p>「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」では地域情報発信の確保の面で言及がされています。</p> <p>民間放送事業者は、地域の発展・活性化のために、放送だけでなくイベント開催など様々な取り組みを続けています。</p> <p>新たな制度の運用面においては、地域情報発信などについても、民間放送事業者の自主自律の取り組みを尊重していただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>うものです。</p> <p>地域情報発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめでも記載しているとおりですが、今後の放送行政を推進するに当たっては、放送事業者の自主自律の取り組みを尊重してまいります。</p>	
4	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月)の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p>経営の選択肢が拡大することには賛成をしますが、民放事業者各社はエリアごと、ネットワークごとに多様な歴史的背景のもとに成り立ち、経営事情も様々であるため、制度を活用する・しないの判断はあくまで各社の経営判断に委ねられるべきであり、何ら強制されるようなことがないよう、要望します。</p> <p>民放事業者にとって抜本的な制度改正となるため、実際の運用に当たっては、当該エリアにおける当事者以外の放送事業者にも十分な説明をし、意見も聞き取るなどの丁寧な手続きを要望すると共に、想定外の不備が生じた場合には速やかに改善するなど、行政側の柔軟な対応を要望します。</p> <p>制度を活用しようとする民放事業者に対して、たとえば「地域情報の確保」の観点から自社制作比率の指標化や公表などの過度な義務が課せられるようなことがあれば、かえって経営の選択肢を狭める結果になりかねません。省令改正によって民放事業者の自主・自律が多少なりとも損なわれることがないよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものです。また、制度の活用に当たって地域情報の確保等の新たな義務が課されるものでもありません。</p> <p>実際の運用に当たっては、制度について十分周知するとともに、制度の効果や影響について検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	無
5	<p>○ 意見書の提出にあたり、弊社の基本的な考えをまず述べさせていただきます。</p> <p>ローカル局は、地域に寄り添い、そこに暮らす人たちに向けて、政治、経済、文化、スポーツ、そして命と暮らしを守る防災などの情報を収集、発信し続ける</p>	<p>地域情報の発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめで</p>	無

	<p>ことで地域社会の発展に貢献しているという自負があり、地域社会からも「信頼できる情報源」として必要とされています。中央の情報発信だけではローカル発の情報は埋もれてしまい、地方に住むユーザーは、東京中心の情報に接触する時間だけが増え、相対的に地方の情報に触れる機会が希薄化してしまいます。</p> <p>地方創生の鍵は地元の若い人材にあります。国も地方創生を推進する中、地域情報が地域の人々に届いてこそ活性化に繋がるという重要性はご存じのはず。ローカル局はその一翼を担っています。あくまでも今回の施策が経営のみならず地方情報の喪失につながらない施策であることも強く望みます。放送行政にあっては今後も引き続き、地方が豊かになり、そこに人材が育つことにつながる施策を講じて頂けるよう期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>も記載しているとおりであり、いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>○1. マスメディア集中排除原則の意義</p> <p>今まで堅牢に遵守されてきたマスメディア集中排除原則について、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送事業者の経営の選択肢を増やす」観点から見直しを図るべきと、意見公募の趣旨に述べられている。</p> <p>そもそもマスメディア集中排除原則とは、多様で自由な言論活動を保障するとともに、国を支えている地方の地域振興を促進するために、限られた電波が特定のメディアに集中させないように規制する目的でつくられた政策となっている。民主主義を支える放送メディアの「多元性」「多様性」「地域性」を確保するために不可欠なものであり、戦後の放送行政の根幹を成してきたものである。</p> <p>とりわけ「地域性」については、地域の情報発信を担保するものとして、我が国の重要な課題・政策である「地方創生」の観点からも、その重要性が増している。</p> <p>2. 今回の改正案の問題点</p> <p>今回の改正案は、ネット配信等の普及を踏まえて、放送事業者の経営の自由度を増す観点から検討されているものと承知しているが、以下の点で問題があるものとする。</p> <p>(1) 放送メディアとネットメディアは同列に論じられないこと</p> <p>これについても改正案で言及されているが、放送メディアは放送法に定められた番組準則をはじめ、様々なルールの下に質の高い情報をあまねく視聴者に送り届けるものであるのに対し、ネットメディアにはこれらのルールが適用さ</p>	<p>地域情報の発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめでも記載しているとおりであります。</p> <p>他方、今回の制度改正は、ネットメディアが成長し放送メディアを代替することが可能となったことを受けて実施するものではなく、情報空間が放送以外にも拡大する中で、放送が担う役割が一層重要となっていることから、放送事業者の経営の選択肢を増やし、経営の安定化を図る観点から実施するものです。</p> <p>また、今回の制度改正においては、現在のマスメディア集中排除原則の制度が、放送の多元性・多様性・地域性の確保につながっているかを十分分析した上で行っており、放送の地域性の確保についても十分配慮しております。</p>	無

れておらず、発信される情報の品質は必ずしも担保されていない。したがって、ネットメディアは放送メディアを完全に代替するものとは言えず、その普及を背景として、放送メディアに適用されるルールを抜本的に見直すことについてはことさら慎重になるべきである。

(2) 地域情報発信の確保の視点が軽視されていること

仮にネットメディアの普及が、メディアの多元性、多様性をある程度補完し得るものであるとしても、ネットメディアは地域情報の発信に配慮しているものとは言えない。今回の見直し案は、ローカル局の経営状況を勘案して、ネットメディアの普及でメディアの多元性・多様性が一定程度保管できるものとして、提案されたものであると認識しているが、もう一つの重要な価値観である「地域性」が軽視されていると言わざるを得ない。

経営統合などにより放送事業者の集中を可能にする選択肢を設けることは、多様で自由な言論活動からも、地方の地域振興という点からも逸脱している。インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現状を背景としているが、インターネットによる映像配信はYouTubeやニコニコ動画などの動画配信サービスやSNSなどが中心であり、むしろ組織に捉われない個人や法人の多様で自由な言論活動が実現しているため、このことが「放送事業者の経営の選択肢を増やす観点での見直し」を図るという手段の理由には当たらない。これらのことから、目的のために手段を講じるというよりはむしろ、手段のために目的を設定しているように見えてしまう疑念を拭い切れない。またマスメディア集中を許容したのちのインターネット配信は、将来的には各総通局ブロックにおける地域振興計画もないがしろにされる懸念もあり、今まで弱小ながら地域の情報発信や難視聴解消にこまめに努めてきたケーブルテレビ放送事業の経営基盤を揺るがしかねない。地域振興計画の堅持など、慎重な対応が必須である。

また、参考資料に記載されている「認定放送持株会社に関する特例の見直し」および「隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする制度」については、「放送の多元性・多様性・地域制に与える影響を考慮し」設けられている制限が「資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない」ことを理由に、地域制限を維持する必要は認められないとまとめているが、これは地方・地域の実態を見ていない。

ここ中国地方におけるNHKのかつての取り組みとして、効率化・人員削減・働き

方改革などの理由により、数年前、土日祝日の地方ニュースを各放送局単位から地区ブロック局(広島局)でまとめて行う施策が図られたことが事例として上げられる。それまで松江や鳥取など地方局単独で配信されていた地元のニュースが、比較数字に例えるなら10本から5県分の1となる2本に激減し、地方の視聴者や番組審議会が改善の要望が寄せられることとなった。このため、2022年度4月より土日祝日の地方ニュースは山陰ブロック2局で行うこととなった。ニュース数は両県5本ずつと少し改善が図られたが、それでも地域の情報発信数は以前の半分に過ぎない。また今でもGWなどの大型連休には広島ブロック局1局でニュース対応している状況にある。

地方の放送局が都道府県の数に制限なしに全国的に経営統合されれば、経営効率の観点より必ず同様の問題点が浮かび上がる。同州単位の地区ブロック制で管理され、効率の悪い山陰のような地方は情報発信の機会が減ることにつながりかねない。これでは「ふるさと創生」「地方創生」とは逆行していく。経営効率が悪くとも、たった6,000世帯余りの加入者数で、従業員17名で単独経営を維持しながら地域の情報発信に努めている当社のような存在もある。社是は「輝きを増す未来の創造」だ。片や松江に本拠を置くある地方民放局は、会社一体となって番組制作能力を高め、独自の企画や情報発信を行うことで収益力を高めている。狙うは全国のなかでもローカル民放ナンバーワンの座だ。

3. 結論

先にも述べたように、我々はケーブルテレビ事業者として、地域に密着し、地域住民に必要な地域情報を発信するとともに、様々な取り組みを通じて地域の情報を全国、そして世界に向けても発信することで、地域の魅力を伝えてきた。これは、我々ケーブルテレビ事業者のみならず、地方民放局においても同様の努力を重ねている。公共放送で財源にもめぐまれたNHKですら地方の体制を見直す中で、地域情報の発信は危機的な状況にあり、地方民放局やケーブルテレビ事業者の果たすべき役割はますます重要になるものと認識している。

いつまでも「平田は元気だ」「島根は元気だ」と言われるような地域づくりをしていくことが、我々地方に残った側の使命である。元気であるということは何らかの情報が地域のみならず全国へ、世界へ発信し続けていくことが求められる。集中させればさまざまな弊害が地方に波及する。こうした観点から、マスメ

	<p>ディア集中排除原則にあたっては、地域振興計画の堅持と地域情報の発信の確保に十分配慮することを強く要望する。</p> <p>あわせて政府として、地域情報の発信に取り組む事業者に対して、インセンティブとなるような仕組みを導入していただきたい。地方創生に資する方策を練り込んだのちの改正案とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ひらたCATV株式会社】</p>		
7	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月)の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p>制度を活用する・しないの判断は各社の経営判断に委ねられるべきであり、何ら強制されることがないように要望します。また活用しようとする民放事業者に対して過度な義務が課せられることがないように、要望します。</p> <p>民放事業者にとって抜本的な制度改正となるため、実際の運用に当たっては、当該エリアにおける当事者以外の放送事業者にも十分な説明をし、意見も聞き取るなどの丁寧な手続きを要望するとともに、想定外の不備が生じた場合には制度ありきではなく、行政側の柔軟な対応と改善を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、制度を活用する放送事業者に対して新たな義務が課されるものでもありません。</p> <p>実際の運用に当たっては、制度について十分周知するとともに、制度の効果や影響について検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	無
8	<p>○ 本改正に伴うコミュニティ放送への大きな影響はなく、状況によってはコミュニティ放送の経営基盤強化につながる可能性もあることから賛同する。</p> <p>ただし、資本関係のあるグループ経営となった場合、コミュニティ放送の特色である地域性・独自性を損ねないための配慮(措置)が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正による効果・影響については、別途検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	無
基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)の一部を改正する省令案			
省令案全体			
9	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、「マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、情報空間が放送以外にも広がる現在においては、経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損ないかねない部分や、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もある」とした課題整理は妥当と考えます。</p> <p>上記課題をふまえた対応となる本改正案等について、民放事業者の経営の選択肢を増やすことは、放送の多様性等を確保する上で有益であるため、賛同いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ フジ・メディア・ホールディングスは、認定放送持株会社制度の利点を活用しながらグループ経営を推進してきました。</p> <p>総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、放送事業者の経営基盤強化に向け、事業者の実状及び要望を踏まえたマスメディア集中排除原則について、大幅な緩和が進んだことを歓迎します。</p> <p>今後も放送の多様性・多元性・地域性を前提に、放送局の経営基盤の安定・強化のために必要な緩和の検討を柔軟に進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 今回の省令案等の一部改正は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」による2022年8月公表の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の提言を受けたものであり、弊社は当該提言に対し、民放事業者の経営の選択肢を増やすという観点から制度整備を行うことに賛成しているため、当該各事案にも賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社福岡放送】</p>		
第8条第1号ロ			
10	<p>○ これまで活用されなかったいわゆる隣接特例に代わり、より現実的に対応しやすい形で改正され、隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とした制度案を歓迎します。</p> <p>今後も放送事業者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、必要に応じて制度変更を柔軟に進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
第8条第2号			
11	<p>○ 本号の改正に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ 本号の改正に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジャパンエフエムネットワーク】</p>	賛同の御意見として承ります。	無

第9条			
12	<p>○ フジ・メディア・ホールディングスの要望通り、認定放送持株会社における12地域制限が撤廃されることを大いに歓迎します。現在、フジ・メディア・ホールディングスは上限に迫る11地域を保有しており、さらに議決権保有1/3に迫る局が複数存在することから、経営の選択肢を広げ、ネットワーク全体の価値を維持・向上させるため、かねてから上限の撤廃を要望してきました。放送の多様性・多元性・地域性を確保しながら、将来に向けて放送局の経営基盤を維持していくために大変意義のある改正と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
13	<p>○ 都道府県の数の制限をなくすという今回の特例の見直しに賛同致します。経営の選択肢が増えるという大前提に異論はありません。放送収入の減少により民放はどこも厳しい経営を強いられています。体力のある局が厳しい局を救済し、地方の情報が喪失しないということが一番大事です。</p> <p>但し、この施策で果たして本当に経営が厳しい局が救済されるのかそこには疑問が残ります。救われるのは比較的安定した経営を維持している局のみで経営が真に厳しい局には目が向けられないのでは。地方創生の一翼を担うローカル局の火が消えないよう引き続き細やかな施策と配慮を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改革は、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から実施するものであり、その効果・影響については別途検証してまいります。</p> <p>ローカル局の経営に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきます。</p>	無
第8条第1項口、第12条2項			
14	<p>○ 各項目は、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の提言を踏まえ、民間放送事業者の「経営の選択肢」を広げる内容であるため、賛同いたします。</p> <p>しかしその一方で、今後、本改正が放送の多様性、地域性に負の影響を及ぼすことはないか、ローカル局の存在意義の視点から注視していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改革の効果や影響については、別途検証してまいります。</p>	無
第8条第3項口、改正前第12条第5条1号イ・ロ			
15	<p>○ ケーブルテレビ事業者は、行政機関などとも連携し、地域住民の方々に市区町村単位で日々の生活に必要な情報を発信し、台風や地震などの災害発生時には細やかな情報を提供しております。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送局に関する御意見については、今後、制度の在り方を検討する際の参考</p>	無

	<p>その中で、これまでも、一部のケーブルテレビ事業者は地域情報の担い手として、コミュニティ放送局を開局し、ケーブルテレビの幹線が接続されていない地域の住民の方にも、コミュニティ放送を通じて広く情報提供を行っております。</p> <p>今回の改正により、コミュニティ放送局の開局をより柔軟に行うことができるようになるため、省令の改定案に賛同致します。</p> <p>なお、ケーブルテレビ事業者のサービス提供地域は、同一都道府県内の複数の行政区域に跨っているものが多く、ケーブル事業者が隣接しない市区町村を単位とするコミュニティ放送局を開局する場合に、制度的な制約があることから、より柔軟な対応が出来るようご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	とさせていただきます。	
その他			
16	<p>○ 2022年1月24日の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第4回）」でフジ・メディア・ホールディングスが要望した通り、「衛星基幹放送のトラポン数の上限」の緩和を引き続き求めます。現行制度では認定放送持株会社において、複数局のBS放送の保有が認められているにもかかわらず、0.5トランスポンダ上限では事実上1社しか保有できません。動画圧縮技術の進展等により衛星周波数の希少性は緩和傾向にあり、さらには動画配信市場が急成長する中、放送事業者の衛星基幹放送を含めた今後のメディア事業における選択肢を広げ、国内および国際的な競争力を強化する観点からも緩和は必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	衛星基幹放送に係るマスメディア集中排除原則の見直しについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。	無
放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案			
17	<p>○ 隣接・非隣接に関わらず兼営や支配を可能とする今回の制度に理解を示します。基本的には経営の選択肢が増えるという点に異論はありません。但し懸念点として、上記同様、本当に経営が厳しい局が兼営や支配によって救済されるのか確証が持てません。また、兼営等の施策により、ローカル局が本来持っている多様性や多元性が損なわれることはないのか危惧されます。地域情報の減少は地方の活性化を阻害します。再三述べているように、地方創生の一翼を担うローカル局がこれまで同様、地域情報を発信し続けていくことが何より重要です。今回の制度改正がその施策であることを期待しています。</p> <p>最後に、民放各社はエリアやネットワークごとに置かれた状況が異なるのでこういった制度が強制されることがあってはなりません。個社の立場を尊重し、場</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改正は、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から実施するものであり、その効果・影響については別途検証してまいります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して活用を強制するものではありません。</p>	無

	合によっては総務省によるヒアリング等を求めます。 【株式会社テレビ大分】		
その他の意見			
18	<p>○ 放送事業者の自社制作番組比率を事後評価の指標とすることについて。自社番組制作比率については、例えばタイムテーブル上のレギュラー番組は自社制作番組にカウントされますが、地元スポーツチームの中継や、地域を盛り上げるための特番など、地方局が地域貢献のために制作している番組がカウントされないという特徴があります。評価にあたっては自社制作番組比率とともに地域への貢献度などをヒアリングし、多角的、総合的に評価すべきだと考えます。 【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 事後評価を行うにあたっては、自社制作番組比率のみにとらわれず、何を伝えたか、多様性・地域性の確保のために何をを行ったか等、多面的な視点で評価が行われることを望みます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>いただいた御意見については、今回の制度改革の事後評価を実施する上での参考とさせていただきます。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。